

報告第8号

令和3年度伊賀市病院事業会計予算繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

伊賀市長 岡 本 栄

令和3年度伊賀市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等					
1	資本的支出	1	建設改良費	医療器械器具購入	127,500,000	99,330,550	24,970,000	0	24,900,000	70,000	3,199,450	0	マンモグラフィ装置の更新を予定していたが、COVID-19パンデミックの影響による半導体生産施設や輸送等に対し、当初予想していた以上に制限が発生したことにより納期延長したため。